

京都市告示第 7 0 6 号

平成 2 4 年 1 2 月 2 8 日京都市告示第 3 8 7 号（都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準の審査をすることができる者）の一部を次のように改めます。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

第 1 項を次のように改める。

1 審査対象が、住宅の用途に供する部分のみである場合

住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(都市計画局建築指導部建築審査課)